

学校給食における 異物混入対応マニュアル

令和4年9月策定

相楽東部広域連合教育委員会

1 異物混入の防止対策

(1) 給食センターにおける防止対策

① 食材の検収

- ・ 検収は、栄養教諭（衛生管理責任者）もしくは給食センターの職員を検収責任者と定め、食品の納入に立ち合う。
- ・ 品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名及び所在地、生産地、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限又は賞味期限、製造年月日、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。）、年月日表示、ロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品）番号その他のロットに関する情報について点検し、記録する。
- ・ 食品は、缶詰、調味料等、常温で保存可能なものを除いて、食肉類、魚介類等生鮮食品は、原則として、当日搬入するとともに、一回で使い切る量を購入する。
- ・ また、当日搬入できない場合には、冷蔵庫等で適切に温度管理するなど衛生管理に留意する。
- ・ 納入業者から食品を納入させるに当たっては、検収室において食品の受け渡しを行い、下処理室及び調理室に立ち入らせない。
- ・ 検収時に品温が規定より高い場合や異物を発見した場合は、食品納入業者と速やかに代替食材について協議する。

② 調理

- ・ 検収、下処理及び調理のすべての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努める。
- ・ 機器等は正しい取り扱い方法により使用する。

③ 施設及び設備、調理器具の点検、記録

- ・ 調理に直接関係のない者を調理室に入れない。調理及び点検に従事しない者が、やむを得ず、調理室内に立ち入る場合には、食品及び器具等には触れせず、学校給食従事者の健康状態等を点検し、その状態を記録する。また、専用の清潔な調理衣、マスク、帽子及び履物を着用させる。
- ・ 調理員は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、調理室及び下処理室に入る際にはエアシャワー又は粘着テープ等で毛髪やごみなどを除去する。
- ・ 調理開始前及び終了後に機器・調理器具等の点検や異物の確認を行い、点検表へ記入し、破損等による給食への混入を未然に防止する。
- ・ 調理器具、食器等を定期的に更新し、破損による給食への混入を未然に防止する。

(2) 学校における防止対策

① 学校での衛生管理

- ・ 給食の受け取りは、教職員（配膳員、用務員等）が必ず立ち合う。
- ・ 給食の受け取り、配食を行う教職員（配膳員、用務員等）については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他の健康状態及びエプロンを着用するなど衛生的な服装であることを確認する。
- ・ 給食センターの受配校において、校長、所長等の検食責任者は、児童生徒の摂食開始時間の30分前までに検食し、時間及びその結果を記録し保存する。

次の点に注意し検食を行うこと。

- ① 食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか。
- ② 調理過程において加熱・冷却処理が適切に行われているか。
- ③ 食品の異味、異臭、その他の異常がないか。
- ④ 一食分として、それぞれの食品の量が適切か。
- ⑤ 味付けや、香り、色彩、形態が適切になされているか。また、児童生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか。

② 学級での衛生管理

- ・ 教室での配食は、学級担任等の管理及び指導の下、異物が混入しないよう十分注意する。（虫が多い時期は窓を閉める等）
- ・ 給食当番の児童生徒については、特に健康状態に注意するとともに、頭巾、エプロン、マスクなどの衛生的な服装を着用する。
- ・ また、配食前、用便後等の手洗いを完全に励行させ、常に清潔な手指で食器や食品を扱うようにし、配食の過程で異物が混入しないよう十分注意する。

※ 笠置小学校については、本マニュアルに準じて対応する。

2 主な混入異物の分類と種類

(1) 非危険物

非危険物

- ・ 異物自体は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物。

- 例) ・毛髪、食材に付着していた虫、卵の殻や原材料に由来しない食物の皮や殻、ビニール片、繊維、スポンジ片、鋭利でないプラスチック、小石（米粒大）
- ・ 時期や地域によって大量に発生する虫（チビクロバネキノコバエ、ユスリカ）

(2) 危険物

危険物

- ・ 喫食することにより、健康被害が生じる恐れがあるもの。

- 例) ・ガラス片、金属類（微細なもの、口に入らないものは除く。）、大きく鋭利なプラスチック、針金、衛生害虫（ゴキブリ・クモ・ハエ）

危険物に準ずる物

- ・ 非危険物とも危険物とも判断がつかなく、健康被害が懸念されるもの。
- ・ 非危険物ではあるが、大量に混入したもの。

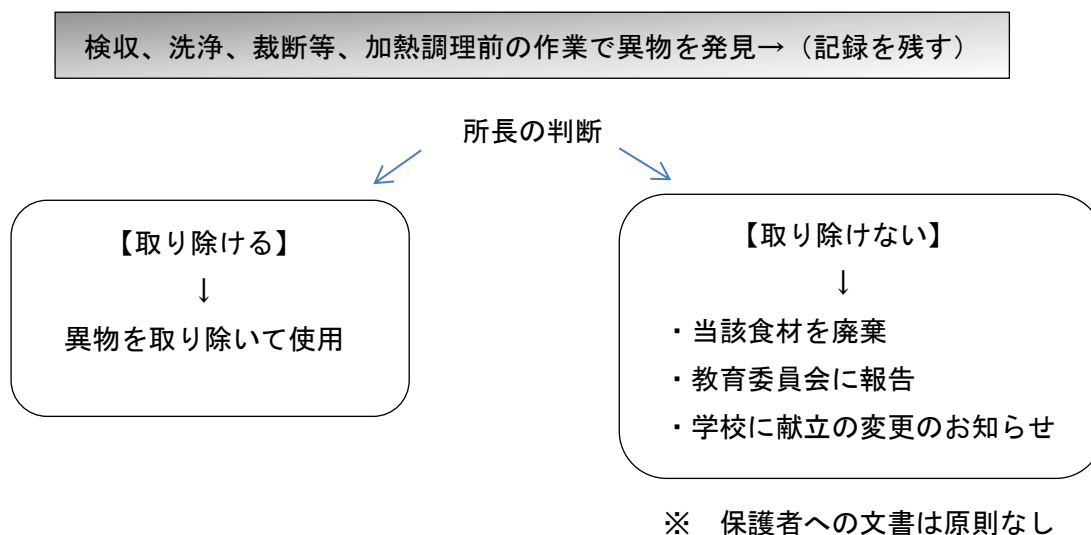
- 例) ・ 時期や地域によって大量に発生する虫（チビクロバネキノコバエ、ユスリカ）が大量に混入し取り除けない場合、異物の判断がつかない場合

※ 原材料そのものに由来する物質や変色部分などは「異物」に含まない。ただし、明らかに健康への被害が大きいと判断されるものは、異物と同様に扱う。

3 給食センターにおいて異物の混入が発見された場合の対応

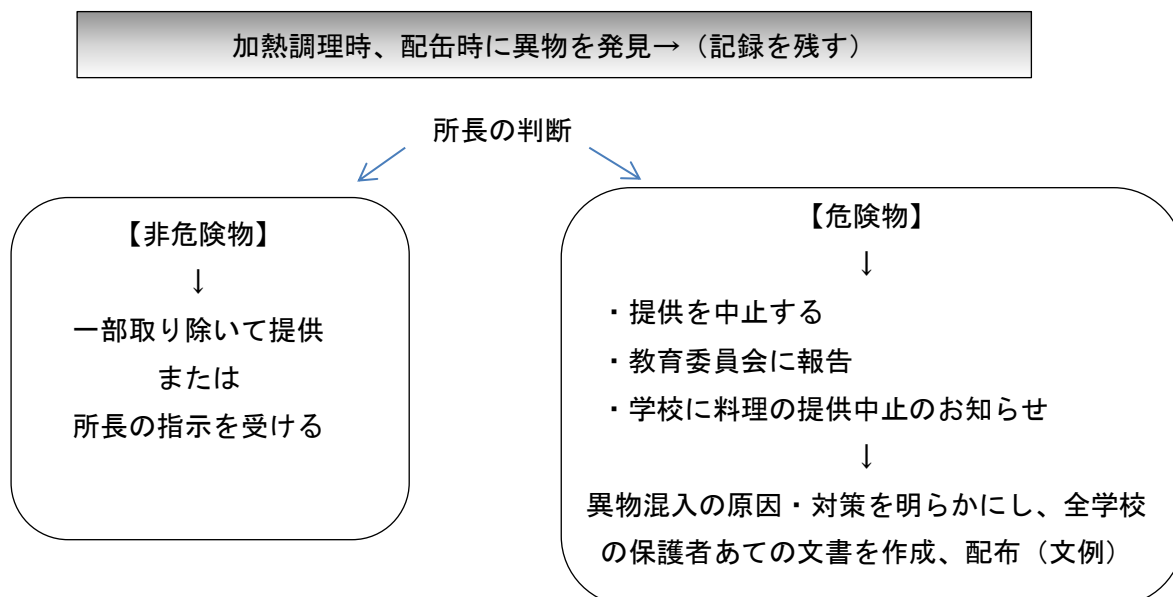
(1) 検収、洗浄、裁断等、加熱調理前の作業で発見された場合

- ① 所長の判断により取り除ける場合は、異物（非危険物）を取り除いて使用する。
- ② 取り除くことが難しい場合や危険物の場合は、食材の使用を停止し、教育委員会・学校に連絡する。
- ③ 所長が不在の場合は、教育委員会に連絡し指示を受ける。



(2) 加熱調理時、配缶時に異物の混入が発見された場合

- ① 非危険物か危険物であるか、所長が判断する。
- ② 非危険物 → 原因を明らかにでき、安全性が確保される場合は、所長の指示により、一部取り除いて提供する。原因が特定できない場合や、大量に混入している場合は、所長の指示を受ける。
- ③ 危険物 → 混入のあった料理の提供を中止する。原因を明らかにし、被害の範囲を調べ、教育委員会と学校に報告する。対策を検討する。



4 提供後に異物が発見された場合の対応

(1) 対応一覧

分類	定義	種類例	危険度の判断者	給食	通知等
非危険物	不快であり衛生的ではないが、健康への影響は少ないと思われる異物	毛髪、食材に付着していた虫、卵の殻や原材料に由来しない食物の皮や殻、ビニール片、繊維、スポンジ片、鋭利でないプラスチック、小石（米粒大）	校長	異物の除去 食缶の中：取り除いて配膳 配膳後：教職員のものと交換して喫食	当該学級担任が児童生徒に説明する。校長は、必要に応じて当事者の保護者への報告もしくは当該学級の保護者に通知（文例1）を行うなど、異物・混入原因等を周知する。全保護者への通知は行わない。
危険物	健康被害が懸念されるもの	ガラス片、金属類（微細なものは除く。）、大きく鋭利なプラスチック、針金、衛生害虫（ゴキブリ・クモ・ハエ）	校長	当該学校、受配校即時停止	校長は、町（村）内の全保護者に通知を行う（文例2）。
	危険物に準ずる物で、健康被害が懸念されるものや大量に混入したもの	時期や地域によって大量に発生する虫（チビクロバネキノコバエ、ユスリカ）が大量に混入し取り除けない場合、異物の判断がつかない場合			

(2) 初期対応：学校の対応

① 非危険物

当該学級の安全確認後、異物が混入したものを回収し、新たに盛り付けたものが用意できる場合は、用意し給食を行わせる。異物混入の事実を給食センター及び教育委員会に至急電話で報告し、その後、様式1をファックス送信する。異物が混入していた食器は、そのままの状態に保存する。

② 危険物

学校全体に対して、異物が混入していた料理の喫食を即時停止し、児童生徒の安全確認を行う。異物混入状況を給食センター及び教育委員会に至急電話で報告し、対応を協議する。その後、様式1をファックス送信する。異物が混入していた食器は、そのままの状態に保存する。

(3) 初期対応：給食センターの対応

① 非危険物

栄養教諭もしくは給食センター職員を現地に派遣し状況を把握するとともに、混入していた異物を回収し保管する。教育委員会と連携し、必要に応じて異物を特定するため業者に分析を依頼する。

② 危険物

教育委員会と協議を行い、当該学校を除く全学校に異物が混入していた料理の喫食を停止し、回収するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等の調査を依頼する。

③ 混入した異物を回収し、保管するとともに、異物を特定するため業者に分析を依頼する。また、必要に応じて保健所と相談する。

(4) 初期対応：教育委員会の対応

異物混入状況等確認し、情報を集約する。また学校へ対応等指示する。

(5) 事後対応：学校の対応

① 非危険物

異物が非危険物の場合、給食センターと協議を行い、当該学級に対し、担任が異物とその混入原因を説明する。校長は、必要に応じて当事者の保護者への報告もしくは当該学級の保護者に通知を行うなどの対応を決定し、実施する。

② 危険物

異物が危険物であり給食を停止した場合、児童生徒の健康観察を行う。校長は、給食センター、教育委員会と連携して全保護者に通知を行う。給食を停止しなかった場

合は、非危険物の対応に準じる。

(6) 事後対応：給食センターの対応

① 非危険物

異物が非危険物の場合、異物の特定・混入原因を明らかにし、学校と連携して対応を決定する。全保護者への通知は行わない。

② 危険物

異物が危険物であり給食を停止した場合、給食センターは異物の特定・混入原因を明らかにし、教育委員会、学校と協議し、速やかに喫食した児童生徒の全保護者に通知を行う。加工品（ゼリー、コロッセ等）に異物が混入していた場合においても、異物、混入経路が電話等で確認でき次第、速やかに通知を行う。保健所へ報告する。

※ 非危険物・危険物に関わらず、当該児童生徒の保護者対応を行う。

(7) 事後対応：教育委員会の対応

① 危険物

異物混入状況を連合長・山城教育局へ報告する。報道については、当該学校と教育委員会で状況に応じて報告するかどうか判断する。

【文例1 危険物もしくは判断がつかないもの 給食を停止していない】

年 月 日

保護者 様

〇〇学校給食センター所長
〇〇学校 校長 〇〇〇〇

本日の学校給食について

日頃は、学校給食に、ご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

見出しの件について、下記のように学校給食に異物が混入するということがありましたので、お知らせします。幸い、児童生徒にけがなどはありませんでしたが、児童生徒・保護者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないように最善の努力と注意を払い、安心して食べていただける給食の提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 給食提供日 年 月 日 ()

2 対象の献立

3 異物と混入状況

【異物】 長さ〇〇mm程度の〇〇 〇個

【混入状況】

- ・ 発見の状況、該当児童生徒数や学級数
- ・ 健康被害の状況
- ・ 混入経路

4 学校の対応

- ・ 健康被害の確認や健康被害のあった児童生徒への対応
- ・ 調理室での食材の使用停止、教室での一部配膳の停止など、全学校や学級への指示の内容
- ・ 今後の再発防止策 例：今後、このようなことが二度と起きないように、給食調理員に指導した。教職員に対して食の安全への配慮と衛生管理体制の再確認をした。など

【文例2 危険物 給食を停止した】

年 月 日

保護者 様

〇〇学校給食センター所長
〇〇学校 校長 〇〇〇〇

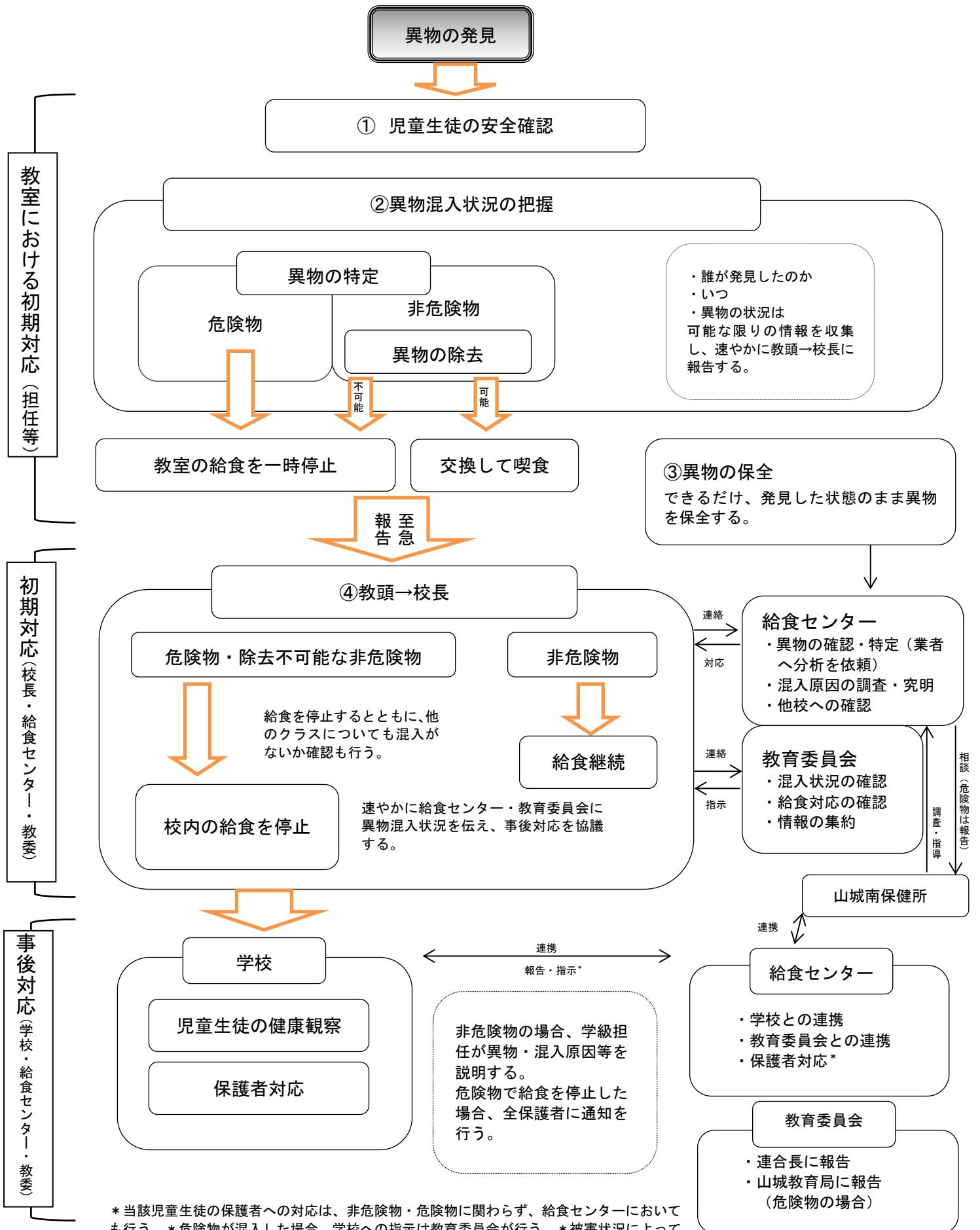
本日の学校給食について

日頃は、学校給食に、ご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の給食において、児童生徒の「〇〇スープ」の中に長さ約〇〇mmの〇〇がみつかりました。安全を第一に考え、給食の喫食途中ではありましたが、児童生徒への提供を中止しました。児童生徒・保護者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

なお、今回の異物混入の原因は究明中ですが、今後、このようなことが起こらないように、最善の努力と注意を払い、安心して食べていただける給食の提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

学校における異物混入対応フロー



* 当該児童生徒の保護者への対応は、非危険物・危険物に関わらず、給食センターにおいても行う。* 危険物が混入した場合、学校への指示は教育委員会が行う。* 被害状況によっては木津警察署へ調査依頼等検討する。

緊急・異常報告 ファックス送信票

宛先

相楽東部広域連合教育委員会	ファックス：0774-78-4338 電 話：0774-78-4335
和東町学校給食センター	ファックス：0774-78-4338 電 話：0774-78-3902
南山城村学校給食センター	ファックス：0743-93-3701 電 話：0743-93-3700
<p>ファックス送信後、必ず電話をかける。</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/>	
連絡事項：	
学 校 名	笠置小・和東小・南山城小・和東中・笠置中
発 信 者 名	
該当学年・組	年 組 ・ (学校全体)
異物の分類 (異物の種類と状況)	危険物 ・ 危険物に準ずる物 ・ 非危険物
給食センター・教育委員会記入欄 【受付者名、日時等】	